11.7.1

情報部長

大正十一年六月廿八日　大阪府

大阪鐵工所ニ於ケル労働争議續報

職工長ハ廿七日会社桜島造船部長ニ対シ正式
ニ本月（廿七日）ノ出勤職工ニ対シ日給四割ノ手当支給セヨ
トノ要旨ヲ以テ意見ヲ求メタル件ハ既報ノ通リ其後会
社ハ二十七日及二十八日ノ職工出勤ニ対スル勧誘
収容ノ方法等ニ関シ折合ヲ為スヘク技師、職長、小頭
ヲ招集シ前後策ヲ攻究セシメタルニ造機部職長
池田海五郎ハ会社側ノ発言ニ先チ右記三項ノ実行
方ヲ要望スルモ悉ク拒絶セラレタリ